写

議案第二号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり、議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十一日

三朝町長　坂出雅巳

昭和四拾六年参月拾壱日　原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第　　号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第一九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四万円　三万二千円　二万八千円」を「五万一千円　四万円　三万六千円」に改める。

第五条第二項中「百分の九十」を「百分の百」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年十月一日から適用する。

（報酬等の内払）

2　改正前の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和四十五年十月一日から　この条例の施行の日の前日までの間に、議長、副議長及び議員に支払われた報酬及び期末手当は、改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。